

私学助成の充実強化等に関する意見書

京都府の私立中学高等学校は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、深刻な少子化が進んでおり、我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に増しており、私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。

私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助については、教員の維持・確保に必要な経費の増大や政府が目標とする3%の賃上げ、物価高騰に全く対応しておらず、私立学校の特色教育を推進する観点からも従前に増す大幅な拡充が急務である。また、特別補助については、障害のある生徒への介助者、ICT支援員など様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。

さらに、国による私立高等学校等就学支援金制度を巡っては、拡大する地域間格差の解消に向け、補助額の大幅な増額や、私立中学生への就学支援制度の創設が求められている。

そのほか、保護者の教育費負担を軽減するための「教育費減税」制度の創設、公立学校と同等の全額補助や支援額・補助率の拡充が望まれるPC端末・通信環境等のICT環境の整備、学校施設の耐震化・高機能化への対応が必要である。

また、私立高等学校等の生徒が海外への留学、研修・修学旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための支援の拡充とともに、我が国が外国人生徒を受け入れるに当たり、オフショアスクールの取組を促進するための教育課程等の整備、支援の拡充も不可欠である。

こうした課題解消には、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、政府及び国会におかれては、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において「質の高い公教育の再生」、「私学助成等の基盤的経費の十分な確保」が掲げられていること、さらに教育基本法

第8条の「私立学校教育の振興」、私立学校振興助成法第1条の「私立学校の教育条件の維持及び向上」、「修学上の経済的負担の軽減」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする様々な支援が一層拡充されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月19日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官